

文教・警察常任委員会 県内行政調査

1 調査日 平成27年2月3日(火)

2 調査の概要

(1) 滋賀県総合教育センター(野洲市北櫻)

同センターは、地方教育行政の組織および運営に関する法律第30条に定められている「教育に関する専門的、技術的事項の研究」および「教育関係職員の研修」に関する教育機関として、昭和46年4月1日に設置された施設である。

同センターでは、本県教育の充実と振興を図るため、「教育関係職員の研修」「教育に関する専門的、技術的事項の調査研究」「科学技術教育および情報処理教育に関する研修や実習」を初めとする事業を実施している。

一方、県では昨年3月に今後5年間の教育の方針を定めた「第2期滋賀県教育振興基本計画」を策定し、その実行に向けて、滋賀の教育が目指す姿とともに、今後5年間の重点的な取り組みを示した。

その中で、教職員の教育力に関して、一方的に教え込むのではなく、学習意欲や主体的な学びを導く力の必要性、子供に基礎的・基本的な知識や技能を習得させ、思考力や判断力、表現力を育成するという教育の専門家としての確かな力量の必要性とともに、授業力の向上等に一層効果的な研修を実施し、教職員の資質向上を図っていくことが課題として示されている。

本県では、生徒指導や学力、年齢構成の偏りによる教育力低下の課題など、様々な課題を抱えていることから、同センターでは、教職員としての確かな力量を高めるため、「教職員研修」と「教育課題研究」の二つの柱を軸に、授業改善や指導力の向上、授業技術の伝承を意図的かつ組織的、継続的に行うことなどを目指して、研修体系を見直し、新たな研修を実施している。

こうしたことから、同センターの施設の概要や業務内容等について調査を行った。

